

区分所有法（問題）

以下の問題に解答に誤りがありましたので、以下の通り訂正します。お手数をお掛けしまして、申し訳ありません。

[No. 1] 「建物の区分所有等に関する法律」に規定する管理所有に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。01-19

1. 規約の特別の定めによって共用部分の所有者とされた管理者は、共用部分を保存するためでも、他の区分所有者の専有部分の使用を請求することができない。
2. 規約の特別の定めによって共用部分の所有者とされた管理者は、区分所有者に対し、共用部分を管理するための費用を請求することができる。
3. 規約の特別の定めによって共用部分の所有者とされた管理者は、その共用部分を変更することができる。
4. 規約に特別の定めがあるときは、管理者は、建物の敷地を所有することができる。

[No. 1]01-19

正解 2

- 1.× 建物の区分所有等に関する法律第 6 条第 2 項、第 27 条より、管理所有者とされた管理者は、共用部分を保存するため、他の区分所有者の専有部分の使用を請求することができる。
- 2.○ 同法第 20 条第 1 項、第 27 条
- 3.× 同法第 20 条第 2 項、第 27 条より、管理所有者とされた管理者は共用部分の変更はできない。
- 4.× 同法第 27 条第 1 項より、管理者は敷地を所有することはできない。

[No. 15] 次の記述について、正しいものには○、誤っているものには×と解答しなさい。22-24

「建物の区分所有等に関する法律」において、集会における決議は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、集会に出席した区分所有者及び議決権の各過半数によって行われる。

[No. 15]22-24

正解×

- × 建物の区分所有者等に関する法律第 39 条第 1 項では、「集会に出席した」という制限はついていない。なお、国交省の標準管理規約では、管理組合総会の開催要件を設定している。